

## 【浄化槽設置補助金・・・】

共和町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき、浄化槽本体設置に対する補助金です。

### 【補助要件】

- ① 公共下水道の事業計画区域以外であること。
- ② 住宅としての建物に設置されるものであること。店舗等併用住宅の場合は、居住部分について換算される人槽を補助対象とする。
- ③ 販売を目的とした住宅でないこと。
- ④ 住宅の所有者が個人で共和町住民として居住しているか、転入後も引き続き5年以上町に住所を有することが確実であること。
- ⑤ 住宅を借りている者は、町に1年以上住所を有し、所有者の承諾を得て浄化槽を設置後も引き続き5年以上町に住所を有することが確実であること。
- ⑥ 町税及び水道使用料など、町に納めるべき各種使用料の滞納がないこと。
- ⑦ 浄化槽設備士を有する事業者による施工であること。
- ⑧ 浄化槽法に基づく届け出の承認、又は建築基準法に基づく確認申請が許可されていること。
- ⑨ 浄化槽の使用開始後は、保守点検、清掃及び法定検査等、保守点検業務を行う町の指定事業者による維持管理を行うこと。
- ⑩ 補助対象となる浄化槽の人槽は10人槽以下であること。

### 【補助金の額】

浄化槽の本体設置工事費のおおむね50%の額（万円未満切り捨て）を補助します。ただし、人槽別の限度額は次のとおりです。

人槽区分	補助金限度額	備考（人槽の算定）
5人槽	550,000円	延べ床面積が130㎡以下
7人槽	670,000円	延べ床面積が130㎡超
10人槽	920,000円	2世帯住宅

※ ただし、延べ床面積が130㎡を超える場合であっても人槽算定が実情にそぐわなく、次の（1）及び（2）

若しくは（1）及び（3）の算式に適合する場合は5人槽とすることができます。

- (1)  $50a + 200b + c \leq 850$
- (2)  $a + b \leq 5$  [水道水を使用の場合]
- (3)  $a + b \leq 3$  [井戸水など水道水以外を使用の場合]

$\left\{ \begin{array}{l} a : \text{浄化槽を設置する時点での居住人員（単位：人）} \\ b : \text{子供の出生等により将来的に増加が予想される人員} \\ \hspace{10em} \text{（単位：人）} \\ c : \text{ピーク月における1日当たりの平均の水使用量} \\ \hspace{10em} \text{（単位：} \frac{\text{m}^3}{\text{日}} \text{）} \end{array} \right\}$

## 【水洗化等工事補助金・・・】

共和町水洗化等工事補助金交付要綱に基づき、既存の排水設備及びトイレを水洗式に改造する工事費に対する補助金です。

### 【補助要件】

- ① 公共下水道の事業計画区域以外であること。
- ② 新築住宅でないこと。
- ③ 住宅としての建物であること。店舗等併用住宅は、住宅として使用される部分のみが対象。
- ④ 家屋の所有者であるか、その家屋の所有者の同意を得た居住者であること。
- ⑤ 町税及び水道使用料など、町に納めるべき各種使用料の滞納がないこと。
- ⑥ 浄化槽の設置に伴う排水設備等の工事であること

### 【補助金の額】

水洗化等工事費の20%（万円未満切り捨て）若しくは10万円のいずれか低い方の額の補助金を受けることができます。なお、高齢者等世帯については、水洗化等工事費の25%、若しくは13万円のいずれか低い方の額となります。

※ 高齢者等世帯とは、65歳以上の者がいる世帯、母子・父子世帯、身障者（1級～3級）がいる世帯、生活保護法による生活扶助を受けている世帯であって、いずれの場合も世帯員全員が申請時における年度の町民税が非課税である世帯をいいます。

## 【浄化槽の維持管理・・・】

浄化槽設置後、設置者は適正な維持管理をしなければなりません。維持管理を怠ると、生活排水は浄化されず汚水を垂れ流してしまうことになり、環境に悪影響を与えます。

また、浄化槽法では次のとおり法定検査の他、保守点検及び清掃等の維持管理義務を規定しています。

### 【法定検査】

北海道から委託を受けた浄化槽協会による検査で、浄化槽設置時に行う7条検査と、その翌年から毎年1回行われる11条検査を受けなければなりません。なお、検査手数料として7条検査の場合は1万3千円、11条検査の場合は8千円が検査時に浄化槽協会へ納付することとなります。

### 【保守点検、清掃】

浄化槽設置者は、町が指定する浄化槽清掃業を行う事業者へ委託し、維持管理を行うこととなります。保守点検は3ヶ月毎に（年4回）、清掃は6ヶ月毎に（年2回）実施することとされており、これらに係る費用は浄化槽の人槽や清掃の状況等によっても異なりますので委託する事業者とご相談下さい。